

防府市分別収集計画

(第9期改訂版)

防 府 市

令和元年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

本市では、平成25年3月、「防府市ごみ処理基本計画」を改定し、その基本目標に掲げた「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践による未来につながる循環型社会の構築」に向け、市民・事業者・市が共同して3Rの実践活動に取り組むこととした。平成26年度には、新たなごみ処理施設の稼働を契機として、飲料用紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装についても全市一斉に分別収集を開始した。「防府市ごみ処理基本計画」の中間年度見直しにあたる平成28年度には、ごみ処理に係る数値目標や施策の展開について見直し、循環型社会の形成をより一層推進するものとした。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占めている容器包装廃棄物の分別収集について方針を示すものであり、「防府市ごみ処理基本計画」の分野計画となるものである。

2. 基本的方向

本計画は、「防府市ごみ処理基本計画」が示す次の基本方針を踏まえて実施する。

○ 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

3Rに対する市民や事業者の理解を深め、ごみを出さない生活様式、事業活動の浸透を図るため啓発に取り組む。

○ 再生利用（リサイクル）の推進

リデュース、リユースを優先的に進めた上で、どうしても排出されるごみについて、資源ごみの分別の徹底、処理施設を活用した資源化の充実など、リサイクルの拡大を図る。

○ 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という一連の過程において、各種法令等に基づく基準を遵守し、適正かつ衛生的な運営に努めるとともに、エネルギーの効率的回収を推進し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理体制を構築する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、段ボール、ペットボトル、飲料用紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象品目とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,839 t	7,716 t	7,635 t	7,554 t	7,473 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者がそれぞれの立場からその役割を分担し、相互に協力し、連携を図る。

①施設を活用した環境教育・環境学習

防府市クリーンセンターへの学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、施設見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育や市民工房での体験学習等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。

②出前講座等の実施

自治会や市民団体、事業所等を対象とした出前講座や学校に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発、意見交換などによる市民ニーズの把握に努める。

③情報提供の充実

市広報やホームページ等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報に加え、ごみ処理の目標や現状、3Rの実践活動の紹介などの情報も提供し、資源ごみの分別排出の徹底を図る。その際は分かりやすく、効果的な内容となるよう努める。

④マイバッグ運動等の推進

全県下で進められているレジ袋の無料配布中止の取組に参加する市内の店舗数を拡大し、市民のマイバッグ運動を推進する。加えて、販売店・小売店に対し、簡易包装の推進や詰め替え商品の販売、地球環境に配慮した再生品等の販売などへの協力を要請し、その活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進する。

⑤排出事業者への自己処理責任・ごみの減量化等の啓発

排出事業者に対し、事業活動に伴うごみは自らの責任において適正処理しなければならないことを周知徹底し、ごみの減量化や分別排出、防府市クリーンセンターに搬入できない廃棄物について、情報提供するため「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き（冊子）」等を活用した啓発に努める。

⑥排出事業者への指導

事業者ごとの搬入実績をデータ化し、事業者の排出状況に基づいた訪問指導を行うなど、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進する。

⑦リユース製品の利用促進

使用済み製品をその形状のまま再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルびん等のリユース製品の積極的な利用を呼びかけ、また、イベント等で繰り返し使える食器等の使用を推進するなど、その普及促進に努める。

⑧分別区分の周知

ごみの分別区分について、「新しいごみの分け方・出し方（冊子）」を活用して市民への周知に取り組むとともに、パンフレットや市広報、ホームページ等において適正排出の啓発を行う。

⑨廃棄物減量等推進員等との連携強化

廃棄物減量等推進員への研修や情報交換を強化するとともに、推進員や各地区の代表者等と連携して説明会の開催やごみステーションでの分別指導を実施し、分別排出の徹底を図る。

⑩自主搬入、集団回収（資源化推進事業）の推進

自主搬入や、自治会、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、より多くの市民に参加してもらうことが大切であるため、引き続き実施団体に対する支援を行い、地域コミュニティに支えられた活動を推進する。

⑪店頭回収等の推進

民間事業者が実施する店頭回収など様々な資源化ルートについて、回収資源の種類、量等の把握に努めるとともに、事業者のリサイクルへの取組を市民へ紹介するなど、店頭回収等の推進に努める。

⑫事業系資源ごみ無料受入れ

事業者の分別意識を促進するため、事業系ごみのうち、古紙及び従業員の飲食等に伴い発生した資源ごみの無料受入れを実施する。また、資源ごみの適正な分別について助言・指導を行い、事業系ごみのリサイクルを推進する。

⑬再生品利用の推奨

市で使用する製品について、率先して環境負荷の低減に資する製品を取り入れるとともに、市民・事業者への普及啓発を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	25 t									
主としてアルミ製の容器	29 t									
無色のガラス製容器	(合計) 328 t		(合計) 327 t		(合計) 327 t		(合計) 327 t		(合計) 327 t	
	引渡 328 t	独自 処理 t	引渡 327 t	独自 処理 t						
茶色のガラス製容器	(合計) 316 t		(合計) 314 t		(合計) 314 t		(合計) 314 t		(合計) 314 t	
	引渡 316 t	独自 処理 t	引渡 314 t	独自 処理 t						
その他のガラス製容器	(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 113 t		(合計) 113 t		(合計) 113 t	
	引渡 114 t	引渡 t	引渡 113 t	引渡 t	引渡 113 t	独自 処理 t	引渡 113 t	独自 処理 t	引渡 113 t	独自 処理 t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13 t									
主として段ボール製の容器	122 t		121 t		121 t		121 t		121 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 274 t		(合計) 314 t		(合計) 325 t		(合計) 328 t		(合計) 329 t	
	引渡 274 t	独自 処理 t	引渡 314 t	独自 処理 t	引渡 325 t	独自 処理 t	引渡 328 t	独自 処理 t	引渡 329 t	独自 処理 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油等を充てんするもの	(合計) 55 t		(合計) 54 t		(合計) 54 t		(合計) 54 t		(合計) 54 t	
	引渡 55 t	引渡 t	引渡 54 t	引渡 t	引渡 54 t	引渡 t	引渡 54 t	独自 処理 t	引渡 54 t	独自 処理 t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 1,086 t		(合計) 1,139 t		(合計) 1,153 t		(合計) 1,160 t		(合計) 1,163 t	
	引渡 1,086 t	独自 処理 t	引渡 1,139 t	独自 処理 t	引渡 1,153 t	独自 処理 t	引渡 1,160 t	独自 処理 t	引渡 1,163 t	独自 処理 t
うち白色トレイ	(合計) t									
	引渡 t	独自 処理 t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管
主としてスチール製の容器	缶	市による定期収集 住民による自主的回収	市 民間業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	無色のガラスびん		
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん		
その他の色のガラス製容器	その他の色のガラスびん		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	市による定期収集 住民による自主的回収	市 民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	市による定期収集	市
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する基本的な事項
(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	収納容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の 容器	缶	コンテナ	パッカー車 2tトラック	防府市クリーンセンター
主としてアルミ製の 容器		コンテナ		
無色のガラス製容器	無色のガラスびん	コンテナ		
茶色のガラス製容器	茶色のガラスびん	コンテナ		
その他の色のガラス 製容器	その他の色のガラ スびん	コンテナ		
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの（原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。）	飲料用紙パック	コンテナ		
主として段ボール製 の容器	段ボール	紐		
主として紙製の容器 包装であって上記以 外のもの	飲料用紙パック、段 ボール以外の紙製 容器包装	コンテナ		
主としてポリエチレンテレフ レート（PET）製の容器 であって飲料又は醬 油等を充てんするた めのもの	ペットボトル	コンテナ		
主としてプラスチッ ク製の容器包装であ って上記以外のもの	プラスチック製容 器包装	袋		

分別収集計画に必要な施設

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様	管理主体	備考
[排出容器] コンテナ	缶類・びん類 ペットボトル・飲料用紙パック・その他紙製容器包装	材質：樹脂製 容量：70リットル 数量：収集ステーション 40個	市	
	紐	段ボール		
	袋	その他プラスチック製容器包装		
[集積場所]	缶類・びん類 ペットボトル 段ボール 飲料用紙パック その他紙製容器包装・その他プラスチック製容器包装	ごみステーション	市	
[運搬] 回収車輛	缶類	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台	市	
	びん類	2tトラック 積載量：2ト 数量：4台		
	ペットボトル	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
	段ボール	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
	その他プラスチック製容器包装	パッカー車 積載量：2ト 数量：6台		
	飲料用紙パック	2tトラック 積載量：2ト 数量：2台		
	その他紙製容器包装	パッカー車 積載量：2ト 数量：2台		
[中間処理] 選別圧縮設備	缶類	磁選圧縮機	市	
	ペットボトル	圧縮梱包機		
	その他プラスチック製容器包装	圧縮梱包機		
	紙製容器包装	圧縮梱包機		

1

【保管】 ストックヤード	缶類	7.5m × 9m = 67.5 m ²	市	
	無色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	茶色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	その他の色のびん	4.25m × 7m = 29.75 m ²		
	ペットボトル	5.5m × 8.5m = 46.75 m ²		
	段ボール	13m × 9m = 117 m ²		
	飲料用紙パック			
	その他の紙製容器包装	4.5m × 8.5m = 38.25 m ²		
その他プラスチック製容器包装	4.5m × 8.5m = 38.25 m ²			

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを推進する。

- ① 自治会等の廃棄物資源化推進事業実施団体に対する支援を継続する。
- ② 廃棄物減量等推進員へのごみの分別や減量化・再資源化に関する説明会を実施し、地域でのごみの分別指導や減量化・再資源化に関する啓発活動を促進する。